

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法（平成17年12月22日農林水産省告示第1971号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成28年6月1日農林水産省告示第1255号）	旧
<p>二 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）の生産行程についての検査</p> <p>有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）の生産行程についての検査は、認定生産行程管理者等が同一の生産の方法によると認められる荷口（以下「生産荷口」という。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。<u>ただし、3の確認を行うに当たっては、認定生産行程管理者等の責に帰さない事由により使用禁止資材がほ場、栽培場又は採取場に混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるときは、当該使用禁止資材が混入した日から1年を経過した日以後に収穫された生産荷口については、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。</u></p> <p>1～3 （略）</p>	<p>二 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）の生産行程についての検査</p> <p>有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）の生産行程についての検査は、認定生産行程管理者等が同一の生産の方法によると認められる荷口（以下「生産荷口」という。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>1～3 （略）</p>